

新宿区教育委員会会議録

平成十六年第三回定例会

平成十六年三月五日（金）
新宿区区役所本庁舎六階第三委員会室

新宿区教育委員会

《平成十六年第三回定例会》

日時 平成十六年三月五日（金）

場所 区役所本庁舎六階第三委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委	員	長	熊	谷	洋	一
委		員	木	島	富士	男
委		員	内	藤	頼	誼
委		員	櫻	井	美	紀子
教	育	長	山	崎	輝	雄

説明のため出席した者

次		長	今	野	隆	
中	央	函	鹿	島	一	雄
教	育	政	吉	田	悦	朗
教	育	指	三	島	紀	人
学	校	運	濱	田	幸	二
教	育	環	木	村	純	一
生	涯	学	田	辺	俊	雄
生	涯	学	秋	重	知	子
		習				
		財				
		団				
		担				
		当				
		課				

書記

教	育	政	策	課	管	理	係	長	久	澄	聰	志	
教	育	政	策	課	管	理	係	主	査	田	中	義	一

《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第一 議案第十 五号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第二 議案第十 六号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第三 議案第十 七号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第四 議案第十 八号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第五 議案第十 九号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第六 議案第二 十号 教育財産の用途廃止について
- 日程第七 議案第二 十一号 教育財産の用途変更について

報 告

- 一 新宿区教育委員会の権限に属する事務についての教育長の臨時代理について（教育政策課長）
- 二 平成十七年度新宿区立小学校教科用図書採択に関する細目（教育指導課長）
- 三 メンタルサポートボランティア制度について（教育指導課長）
- 四 平成十六年度新宿区立小・中学校等児童生徒見込数について（学校運営課長）
- 五 四谷地区三小学校統合協議会の協議経過について（教育環境整備課長）
- 六 東戸山小学校C棟の耐震対策について（教育環境整備課長）
- 七 平成十六年度学校緑化推進対象校の選定について（教育環境整備課長）
- 八 新宿区子ども読書活動推進計画（最終案）（中央図書館長）
- 十 その他

熊谷委員長

ただいまから平成十六年度新宿区教育委員会第三回定例会を開催いたします。
本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。
本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 案

議案第十五号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第十五号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第十五号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

委員長、教育政策課長。

熊谷委員長

はい、よろしくお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第十五号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。議案の概要を最初に御説明いたします。

申請書等の様式の文言、項目等を整備するため、この規則を改正するものでございます。

改正内容は、（一）男女協働参画の理念等から、申請書様式に記入する項目のうち不必要な男女別を削除するものでございます。様式につきましては、第一号様式の甲と乙、第二号様式の甲と乙、第五号様式、第六号様式でございます。

（二）敬語表現をやめる等、文言を整備するものでございます。

それでは、規則の表、それぞれ申請書をご覧いただきたいと思います。八枚ぐらいめくっていただきまして、新旧でござんいただけるとわかるかと思っております。上のところの真ん中に「旧」、そしてその次のところに「新」と書いてございます。最初のところは第一号様式の甲（第十一条関係）というものでございます。これは旧でございまして、ここに奨学資金貸付の申請書で、その下のところに「男女」とありますけれども、ここに線が引いてございまして、これを一枚めくっていただきまして次が新でございまして、そこには削除するというものでございます。なお、甲様式は中学生用の申請書でございます。

この裏面をござんいただきます。ここに線の引いてある下のところでございますが、「新宿区奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けを受けたく、」、「く」のところの下線がご

ございます。その後、「私ども連署にて申請いたします。」の「いた」のところに下線が引いてございます。その他、下の方に「御」とか「いた」とか、そういうような下線が引いてございます。それから、上から四枠目ですか、注意というものでございまして、「出願者は記入しないこと。」とございます。これは一枚めくっていただきまして、次の新の様式の裏面をごらんいただきたいと思いますが、「出願者は記入しないこと」というものではなく、「学校又は保健所で記入してください。」というふうに変更したものでございます。こういうような形で若干の文言の整備もさせていただいております。

この「いたします」をやめましたのは、へりくだった言い方になりますので、新宿区と借りる連帯保証人の方がそれぞれ上下関係があるわけがございませんので、そういった形で変えさせていただきしました。これが甲様式でございます。

次が乙様式でございますけれども、これは高校生用でございまして、これも同様に変更させていただきます。

二枚めくっていただきまして、第二号様式の甲、中学校用で、奨学生推薦調書というものがございます。ここも若干文言の変更をさせていただきます。「自立」を、次の一枚めくっていただきますと、「自律」という言葉に変えさせていただいております。

それから、その次の二号様式の乙でございます。これは高校用でございまして、これは下のところの「在学学校」、何とか「立 学校」というふうに、それから「男女」とございましてけれども、この欄を上の方にまず持っていったものでございます。一枚めくっていただきますと新の様式がございまして、それでおわかりになるかと思っております。

以上のように男女別の項を削除したものと、それから文言の整備等をさせていただくものでございます。

提案理由といたしまして、申請書等の様式を整備する必要があるためでございまして、施行日は平成十六年四月一日でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いをいたします。

はい、櫻井委員。

敬語表現をやめるといいと思うんですが、この氏名の後、男女ですよね。それは何も男女協働参画の理念に反しているということになるのかな。これはそういう意味の男女の別じゃなくて、ジェンダーとしての区別はしなくても不都合はないんでしょうか。

委員長、教育政策課長。

はい。

熊谷委員長

櫻井委員

教育政策課長
熊谷委員長

教育政策課長

確かに、この申請書によりますと男女というのは特に男女協働参画社会の云々ということではございませんで、そういう推進計画等が今、新宿でございますけれども、その中に特に述べているわけではございませんが、特に不必要なものはもうやめようというふうに、新宿区全体の方針でございます、これは区全体でそういったものについて調査をかけた上で、できるだけやめたらというようなことがございましたので、いろいろ文言整備等もございまずので、同時に削除したというものでございます。

特に、この奨学資金につきましては、男女の別はまるっきり関係ございませんというところで、こういう形にさせていただいています。

熊谷委員長

はい、木島委員、お願いいたします。

木島委員

しかし、これは例えば区の関係でも、保健関係なんかは必ず男女にマルつけますし、健康診断書にもマルをつけるわけでしょう。ましてや出生時には男か女かというところにはマルをつけるんで、これをなくして何のメリットがあるのかなという感じなんです。

実際に名前で、男の人じゃないと思った名前が男の人だったりということはよくあるわけで、そういうことを考えて、なぜそういう手間をしなければいけないのかなという感じはありますけれどもね。そうしたら、極論を言えば、父とか母とか息子とかというところまで要らなくなってしまうんじゃないかって。

教育政策課長

委員長、教育政策課長。

熊谷委員長

はい。

教育政策課長

先ほどお話ししましたように、この奨学資金につきましては、男女関係なく、要件が整えばお貸しするというところでございますので、残っていても別に問題はあるかどうかちょっとわかりませんが、要するに女だから何なのよ、男だから何なのよというようなところがという可能性もちょっとありますので、この辺は意外と難しい。

先ほどの出生のときとか、それから保健衛生の関係につきましては、やはり男女ということで、性によるいろんな体の関係とかというふうにあると聞いておりますので、そういった意味ではひとつ有用かなと思いますが、この場合はちょっとそこまでは不必要だということです。

特に先ほどもお話ししましたけど、その他の文言も整理するというところで、こういう機会をとらえて男女表示を削除したということでございます。

熊谷委員長

はい、櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員

例えば将来統計をとって、奨学金を受けたのが男性が女性が多いか、そんなのは関係ない

んですかね。別にこれを不公平とも何とも思わないんですけれども、やはりそういう心配は将来的にはないですね。また、その統計をとること自体がいけないのかもわからないですけれども。

教育政策課長
熊谷委員長
教育政策課長

委員長、教育政策課長。

はい。

特に奨学資金につきましては、男女別では統計はとっておりません。あるとすれば、公立と私立が若干資金貸し付け金額が違いますので、その程度ということで、今回この改正内容の（一）で男女協働参画というふうなことで言っていますけれども、これがメインということではございませんので、こういうふうな機会をとらえてということでございますので、よろしくお願いいたします。

熊谷委員長

いかがでしょうか。敬語表現もやめたという点についてはいかがでしょうか。何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。特にほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十五号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第十五号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第十六号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第十七号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第十八号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第二 第十六号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第三 議案第十七号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第四 議案第十八号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は関連する議案でありますので、一括して議題とし、一件ずつ採決をすることによろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございます。

教育政策課長
熊谷委員長
教育政策課長

それでは、「日程第二 第十六号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第三 議案第十七号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第四 議案第十八号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

では、議案第十六号、議案第十七号及び議案第十八号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

委員長、教育政策課長。

はい、よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第十六号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」及び「議案第十七号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「議案第十八号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、一括して御説明いたします。

概要によりましてまず御説明いたします。

平成十五年十月一日付で国立大学法人法等の施行がございまして、それに伴い、教育公務員特例法の改正がございました。この中で条文が一部移動したものがございます。規則の中に教育公務員特例法を引用している条項がございましたので、条項を整備する必要があるため、今回改正するものでございます。

改正内容といたしましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますと思いますが、議案第十六号、初任給等でございますが、二枚めくっていただきますと表になってございます。この規則につきましては、これは表でございますが、復職時、それぞれ学術・研究とか、派遣されたとか、大学院に行って修学休業したとか、結核休職とか、そういったときに復職したときに給料月額を調整する場合があるときの、換算表という表でございます。左が改正案、右が現行でございます。ここで、今回規則改正をお願いするところは、大学院修学休業のところでございます。ここで、上から三段目でございます。ここに右の方に教育公務員特例法「第二十条の五第一項」「第二十条の七第二項」につきまして、それぞれ「第二十六条第一項」「第二十八条第二項」というふうに改正するものでございます。

それから、これにつきましては二十条から二十六条に変更したものでございますが、これはもともとの教育公務員特例法の中に枝番で定められているものでございまして、それを整理して独立条項としたので、かなりふえたものと、また削除されたものがございまして、若干の条項の移動があったというものでございます。

続きまして、期末手当に関する規則のところでございますが、これも新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。三枚目でございますけれども、これも左が改正案、右が現行でございます。右の教育公務員特例法「第二十条の五第一項」のところ「第二十六条第一項」、それからその下のところですが、「第二十条の五第一項」が「第二十六条第一項」というふうに変更するものでございます。

それからもう一点、勤勉手当に関する規則でございますが、これも新旧対照表をごらんいただきますと、同様に「第二十条の五第一項」から「第二十六条第一項」というふうに改正するものでございます。

施行日は平成十六年四月一日でございます。提案理由は、教育公務員特例法の改正に伴い引用条項を改める必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

はい、説明が終わりました。

「議案第十六号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、まず御意見、御質問がおありでしたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、「議案第十六号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第十六号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第十七号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

この件につきましても御意見、御質問がないようでございますので、「議案第十七号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

はい、ありがとうございます。

議案第十七号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第十八号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する

規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第十八号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

はい、ありがとうございました。

議案第十八号は原案のとおり決定いたしました。

熊谷委員長

議案

議案第十九号 公の施設の指定管理者の指定について

次に、「日程第五 議案第十九号 公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

では、議案第十九号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

委員長、教育政策課長。

はい。

それでは、「議案第十九号 公の施設の指定管理者の指定について」、御説明いたします。公の施設の管理につきましては、指定管理者制度というものができまして、区民ギャラリーについて今回適用するものでございます。この区民ギャラリーにつきましては、環境学習情報センターとの複合施設ということでございますので、同一団体に管理を行わせるというものでございます。

なお、この指定管理者の指定の手続につきましては、環境土木部に委任したものでございます。

また、この指定につきましては議会の議決を経ることとされておりますので、あらかじめ教育委員会に意見を聴取するというものでございます。

それでは、一枚めくっていただきまして、公の施設の指定管理者の指定についてを御説明いたします。

公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定を行うものでございます。

公の施設の名称及び位置につきましては、（一）が新宿区立環境学習情報センター、（二）が新宿区立区民ギャラリー、新宿区西新宿二丁目十一番四号でございます。

二、指定する団体につきましては、名称が特定非営利活動法人新宿環境活動ネットござ

教育政策課長
熊谷委員長
教育政策課長

います。この事務所の所在地は新宿区西新宿六丁目十二番七・八〇七号でございます。代表理事の氏名は崎田裕子でございます。

指定の期間。平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までとされております。

その他でございますが、先ほど説明しましたように、環境学習情報センター、区民ギャラリーは複合施設として同一建物内に存するため、業務の一体性及び効率性を確保する観点から、これらの二施設の管理は同一団体に行わせるものでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまして、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

熊谷委員長

はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

はい、内藤委員、お願いします。

内藤委員

新宿環境活動ネットはどういう団体なんですか。

生涯学習振興

課長

委員長、生涯学習振興課長です。

熊谷委員長

はい。

生涯学習振興

課長

こちらの方につきましては、NPO法人になってございまして、主として環境学習活動とか、環境情報の提供、その他もろもろの環境全体にわたる活動を行っている団体と伺ってございます。

内藤委員

そうすると、環境学習情報センターの管理者としては非常に適切な性格の団体のように思いますが、区民ギャラリーの方は、やっぱり区民ギャラリーを使いたいという申し込みを受けて、日程を割り振るといような業務であればできると思いますが、こういう団体で主体的にギャラリーを使って美術関係の展示をする、そういう主体的な活動というのは可能なんですか。

生涯学習振興

課長

委員長、生涯学習課長。

熊谷委員長

はい、お願いします。

生涯学習振興

課長

現在の区民ギャラリーでもそうでございますが、現在区民ギャラリーにおきましては、貸

し館的な業務が大半を占めてございます。ただ、秋口には総合文化祭というものを区指導で行いますので、これ以外のものにつきましては、求めるところは貸し館業務が主体になってございます。

したがいまして、従前貸し館業務をやっていない団体でございますが、十分こういった業務についても管理運営可能であるという判断だと思えます。

木島委員

はい。

熊谷委員長

はい、木島委員。

木島委員

よくわからないのでお聞きしたいんですけども、新宿環境活動って具体的に何をしているんですか。例を挙げてちょっと教えてください。このNPOがされているということが新宿環境活動だという一つの例を。

生涯学習振興

課長

委員長、生涯学習振興課長。

熊谷委員長

はい。

生涯学習振興

課長

詳細についてはエキテいただいているところでございますが、例えば昨年におきましては、大久保小学校におきまして教室を用意しまして、環境に関する活動、展示会とか、まちの先生見本市というようなこともやっているそうですが。

次長

。

生涯学習振興

課長

そのほかにも小学校を使いました一般区民の皆さんを対象にした環境学習普及ですか。

財団担当課長

啓発。

生涯学習振興

課長

普及啓発ですね。そういったものも行っているということでございます。

熊谷委員長

木島委員、いかがでしょう。

木島委員

何が具体的な活動かをもう少しお聞かせください。

教育指導課長

委員長、教育指導課長。

熊谷委員長

はい。

教育指導課長

今、生涯学習振興課長からあったとおりでありますけれども、このNPO法人ネットでございますが、ここにさまざまな会社、事業者ですとか、それから区の環境保全課ですとか、それから学校ですとか、さまざまな団体がこれに入っています、一つの連合体のようなも

のをつくっております。

具体的な活動としては、日常から主に小学校の環境学習に深くかかわって、材料を提供したり、いろいろな情報を提供したりしているところでもあります。今ありましたまちの先生見本市というのは、つい先日、大久保小学校で行われたものでありまして、もう三年くらいの活動になりますけれども、そこに大人や子どもが多数集まってきまして、学校の授業、それから企業での活動、それから地域での活動、さまざまな環境活動をそこで提供して交流していると。それが一大イベントなんですけれども、日常的にも環境のさまざまな活動をやっている団体で、これは信頼できる。

この代表の方は環境ジャーナリストであり、環境活動家であり、非常に信頼できる方だというふうにお見受けしております。

余り追加の説明になっておりませんが、その辺。

教育長

この方は、私も環境部長のときに、当時ごみのリサイクルを、リサイクル環境課長が非常に熱心で、各ビルごとにリサイクル、要するにごみを置くということをやっというときに、この代表が自分の家の家庭のごみを目方を全部はかりまして、それをどれだけ節約できるかというので、最終的に十分の一にしたというところで名を売った人なんです。今やもうこの代表の全国的に名前が売れている人なので、大気汚染だとか水質汚濁だとか、そういうような環境関係の非常に広い分野まで手を伸ばしていますけれども、もともとはそういうごみとリサイクルのところを非常に熱心にやっというので、つい最近NPOになり、独立したというか、そういう活動をしています。

そこが今度は環境学習ネットで一括して事務所を持ってやっというので、

木島委員

だから、そういうふうなことはされている活動なんだろうと思うんですが、あそこの環境をよくするにはどうしたらいいかということも考えていただけるんですか。公園という環境をね。

櫻井委員

この管理というのはそういうことなんですか。

教育長

事務処理の拠点ですよね。

熊谷委員長

事務処理のことでしょう、管理は。だから、いや、けちをつけるわけじゃ全然ないですし、そうすると区民ギャラリーも借りる方もアドバイスを受けるとか、そういう感じになるんですか。ただ日程とか、そういう事務的な処理を任せるとのことじゃないんですか。中身まで立ち入る。

次長

委員長。

熊谷委員長
次長

はい、次長、お願いします。

環境学習情報センターというのは、区民ギャラリーがあそこの建物の中で一体で今回指定管理者ということになったものですから、このような教育の方から見るとギャラリーはどのようなというような、そういう話になってしまうわけなんですけれども。

あそこの環境ネット、今回指定管理者になる業者というか、NPOなんですけれども、ここはあそこを拠点とした活動としてはやはり環境学習というか、そちらの区内でのネットワークとか、そういったことで活動をしていくということで事業計画を主に立てていますから、その部分については確かにそうなんです。ただ、ギャラリーの部分はじゃどうなるのかといいますと、指定管理者がまた区民ギャラリーを含めた建物の管理というものを、言葉は悪いですけども下請といいますか、この制度自体がそういうことを認めているんですね。

したがいまして、まだどういう企業が入るかどうかというのは決まっていないと思いますけれども、施設の管理をする業者なり、そういったものがそれようにあそこに入ってまいります。ですから、今回の指定管理者の選考に当たっても、日常的な配置人員はどのようなのかとか、施設の管理についてどういう計画を持っているのか、そういったこともあわせてプロポーザルで企画提案されているわけです。日常的な配置人員は何名で、時間が長いですから、あと非常勤の人とか入ってきますから、交代勤務でどういう時間帯に何人配置して、それ以外に事業計画の部分でどういうスタッフがつくとか、そういう提案書を出しているんですね。

ですから、中心になっているメンバーは先ほど来話が出ている崎田さんを初め、そちらの方の関係の方は環境学習という面をメインに取り組まれるんだと思いますけれども、施設の管理要員というのは別に配置されております。それはギャラリーについてのノウハウを持っている業者とか、そういった人が下請で入ることを禁じていないんですよ。それはそれで、そういう体制を組んでいいという条件のもとで指定管理者を選考しておりますので、私ども教育委員会の方からも大家である環境土木部の方に強く申し入れたことは、教育委員会から見ればあそこは市民ギャラリーなので。だから、その部分の管理はしっかりお願いしたいと。

作品展とかで使うグループとか、今までもたくさんお申し込みを受けていますので、そちらの方にはくれぐれも支障がないようお願いしたいということは強く申し入れてまして、それは環境土木部の方でも了解しております。それは指定管理者の方にも強く要請すると、そういう話もしておりますし。

したがいまして、私どもとしては必ずしも環境ネットとか、そちらの面ばかりではなく、日常的なギャラリーの管理の方もちゃんとしていただけるんだというふうに考えております。

それと、公園の環境のことも出ていました。大家在環境土木部で公園管理者でありますので、それも指定管理者の選考の過程で、そうはいってもあそこの環境はちょっと、ギャラリーということを考えても余りふさわしくないんじゃないかという話も実は出ていたんですよ。その部分も含めまして前向きに対応していただけるといってお話になっておりますので、今回はこういうことでよろしく御理解をいただきたいなというふうに思っております。

熊谷委員長
櫻井委員

はい、櫻井委員、いかがでしょう。

そうしますと建物のメンテナンスとか、事務的な管理とかいうのは、言葉は悪いのかもわかりませんが、別の下請の方がする。

そうしますと、新宿活動ネットさんは何をしてくださるんですか。展示のそういうもののノウハウを提供してくださるとか、そういうものなんでしょうか。何をさせていただくんですか。

生涯学習振興
課長
熊谷委員長
生涯学習振興
課長

委員長、生涯学習振興課長。

はい。

区民ギャラリーの現状からいきますと、受け付けを行い、料金を収納し、これをまた展示期間を設定するというような内容でございます。そんなに複雑な内容になってございませんので、環境学習ネットがトップにいただいて、下請がそういったものを実際に運営するといっても、特段の支障が生じてこないのだと思っております。

木島委員

今の次長さんの説明でわかるんだけれども、せっかくNPOで環境をどうよくするかという、専門の方なんですから、お願いという形で、環境をよくするにはそういう物質的な、例えばごみを少なくするとか、どこどこのリサイクルを行うとか、それも環境をよくすることでしょうけれども、こういう現代の人間の、ある意味ではああいう場所にいるホームレスの人たち、じゃどうしたらよくなるのかも、これも環境をよくすることだと思っただけです。公園を明るくするとか、そういうことも。ぜひ宿題として、違う分野の研究もお願いしたいと思っただけです。

櫻井委員
生涯学習振興
課長

そこまでが管理という範疇に入るのかどうかということですよ。

今回の契約と言ったらおかしいのかもしれませんが、その業務内容につきましては、周辺環境については特段入っていないところでございますが、一つの検討課題ということにさせ

木島委員
熊谷委員長

ていただければなと思います。

NPOですから。

いかがなものございましょうか。業務の内容については環境土木部がかなりある意味では責任は持っているということで。ただし、施設の管理の指定については教育委員会がある程度それについて責任を持つという、ちょっと複雑な状況のようございしますので、今、木島委員とか櫻井委員から出ました御質問については、できるだけ御発言の趣旨をお伝えいただいてということで、指定する団体については公の施設の指定管理者としていかがかどうかということで、御判断をいただきたいんですが、いかがございましょうか。ならぬということであれば、また。

教育長
熊谷委員長

了解いたしました。

はい。よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。特にそれ以外に何か御意見、御質問がなければ、「議案第十九号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

はい、ありがとうございます。

議案第十九号は原案のとおり決定をさせていただきました。

議案

議案第二十号 教育財産の用途廃止について

議案第二十一号 教育財産の用途変更について

熊谷委員長

次に、「日程第六 議案第二十号 教育財産の用途廃止について」及び「日程第七 議案第二十一号 教育財産の用途変更について」、両者は関連する議案ですので、一括して議題とし、一件ずつ採決をするということによろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございます。

それでは、「議案第二十号 教育財産の用途廃止について」及び「議案第二十一号 教育財産の用途変更について」を一括して議題といたします。

教育政策課長

では、議案第二十号及び議案第二十一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

委員長、教育政策課長。

熊谷委員長
教育政策課長

はい、よろしく願いいたします。

それでは、「議案第二十号 教育財産の用途廃止について」及び「議案第二十一号 教育財産の用途変更について」、一括して御説明いたします。

これにつきましては、西新宿小学校の施設のうち、旧淀橋第二中学校の校舎部分でございますが、ここに福祉部が西新宿こども館を設置することになっております。そこで、西新宿小学校のうち、旧淀橋第二中学校の校舎の一階の一部の西新宿こども館を設置する場所につきましては、用途廃止し、区長部局へ引き継ぐというものです。それからもう一点につきましては、それに伴いまして校舎部分の一階の一部と、それから二階から四階につきましては用途変更を行いまして、学校施設ではなくて教育委員会事務局が管理するというようにするため、用途変更を行うというものでございます。

それでは、最初に用途廃止について御説明いたします。一枚おめくりいただきたいと思えます。教育財産の用途廃止について、物件の表示でございます。名称が新宿区立西新宿小学校（旧淀橋第二中学校校舎部分）の一部でございます。所在が、西新宿四丁目三十五番二十八号でございます。種類は建物。面積が三千六百二十一平米でございます。用途廃止の年月日が十六年三月三十一日でございます。財産引き継ぎ年月日が十六年の四月一日でございます。

用途廃止理由でございますが、先ほど御説明いたしましたように、福祉部が西新宿こども館を設置することで、西新宿小学校のうち旧淀橋第二中学校校舎一階の一部につき用途廃止し、区長部局へ引き継ぐものでございます。

今のを二枚おめくりいただきまして、西新宿小学校の平面図がございまして、この下の真ん中のあたりに斜線部分がございます。旧淀橋第二中学校の校舎の部分でございまして、このうちの一階部分の一部を用途廃止し、その他一階から二階、三階、四階と用途変更するものでございます。

一枚めくっていただきますと、それぞれの階層の御説明がございまして、この左上が一階部分で、ちょっと見にくくて申しわけございませんが、その右から左の方の斜線につきましては福祉部こども館ということになっております。それ以外、左から右下の方へ斜線が引いてございまして一階部分と、それから二階部分も同様に左から右に斜線が引いてございまして。それから、右の上の三階部分、四階部分ということで、こちらが用途変更部分でございます。

現在、二階部分につきましては青年教室で使われております。三階部分につきましても青年教室等で使っております。四階部分につきましては、ストックヤードということで場所を

確保しているというものでございまして、学校施設として使わないということで、用途変更していくというものでございます。

それでは、次に教育財産の用途変更について御説明いたします。二枚目でございますが、物件の表示。名称が西新宿小学校（旧淀橋第二中学校校舎部分）の一部でございます。所在が西新宿四丁目三十五番二十八号。種類が建物でございます。建物面積が三千六百二十一平米でございます。用途変更の内容は、学校施設から旧学校施設に用途変更するものでございます。用途変更後の名称は、新宿区立旧淀橋第二中学校というものでございます。用途変更の年月日が平成十六年四月一日でございます。

用途変更の理由につきましては、先ほどの説明と同じでございますが、福祉部の西新宿こども館設置ということに伴いまして、これを契機に校舎部分の一階の一部及び二階から四階の用途変更を行うものでございます。

提案理由でございますが、議案第二十号の方につきましては、西新宿こども館の設置に当たり、学校施設としての用途を廃止する必要があるためでございます。議案第二十一号につきましては、提案理由といたしまして、学校施設から旧学校施設に用途を変更する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

はい、説明が終わりました。

「議案第二十号 教育財産の用途廃止について」、御意見、御質問がおありでしたら、どうぞお願いいたします。

すみません。

はい、櫻井委員、お願いします。

前に伺ったのかもわからないんですが、

そうしますと、青年教室はどこへどうしてしまうのかということと、それから二階、三階、四階、この部分も全部児童館になるんでしょうか。

委員長、教育環境整備課長です。

二階、三階、四階部分は使い方としては今までどおりでございます。つまり、青年教室は今までどおりやるんで、これは形だけ、今までは西新宿小学校の施設としての位置づけだったんですが、今回からは旧淀橋第二中学校跡ということで、旧学校施設として教育委員会事務局で管理するという仕切りになっただけで、実態の使い勝手は一緒でございます。

熊谷委員長

櫻井委員

熊谷委員長

櫻井委員

教育環境整備
課長

櫻井委員
教育環境整備
課長

そうなんですか。そうすると、児童館というのはこの用途廃止部分。

児童館は、一階部分の、その図面でいいますと斜線の図面がございますが、その右上の一階の右からの斜線の部分が福祉部のこども館ということになります。ここの部分は教育財産から福祉部の方の所管に変えるわけで、教育財産としての用途を廃止して、福祉部の方で管理していくということになるわけでございます。

櫻井委員
熊谷委員長
木島委員

すみません。

はい、木島委員どうぞ。

前も聞いたんだろうと思うんですけども、私も。

青年教室というのは何をしているんですしたっけ。説明を受けたと思うんですけども、教えてください。

財団担当課長

委員長、生涯学習財団課長です。

毎週日曜日にやっているんですけども、主に養護学校の卒業生を対象とした、知的障害のある方のための学級です。内容は、美術だとか、体育だとか、そういった、学校教育とはまた違うんですけども、養護学校の内容なのかどうかちょっと、すみません、わからないんですけども、皆さんの養護学校を卒業してから仲間をずっとつって、社会生活を営んでいくための体験や知識を身につけるといった内容になっています。

木島委員
熊谷委員長
木島委員
財団担当課長
熊谷委員長
財団担当課長

そうすると、青年教室という名前はどうかですか。

名前の由来。

いや、由来もそうかもしれないけれども、変えどきじゃないですか。

委員長。

はい。

青年教室という名前はもうずっと前からなんですけれども、一応サブタイトルといいますか、ナカヨシ教室とかアオゾラ教室とかいうふうに、年齢で分けているんですけども、二つのクラスに分かれていて、そちらの方を主に使っております。

熊谷委員長
次長

はい、次長、お願いいたします。

これは大変難しい問題なんですけれども、身障関係の施設としては、新宿区の場合にはあゆみの家というのがありまして、幼児部門を持っているわけです。それが学校ということになると、新宿養護学校が小中学校の部分を持っています。新宿養護の場合には肢体不自由ですから、知的障害ということになるとそれが都立の養護学校ということで、小学部、中学部、

あと高等部も持っております。

ただ、それ以降のいわゆる大人になったときの受け皿と言うと言葉は悪いんですけども、そういう施設が実はないんですね。あゆみの成人部分というのがあるわけなんですけれども、それも数が限られてございまして、要するにそういう大人になったからといって、体は大人なんですけれども、じゃ一般の社会人と同じようにできるかということ、なかなかそういうわけにもいかないという、そういう経過があって、青年教室という言葉が妥当なのかどうかもちょうと難しいところなんですけれども、そういうものが残ってきていると、そういうことでございます。

櫻井委員
熊谷委員長
櫻井委員
財団担当課長

伺っていいですか。

はい、どうぞ。

そこでの指導者というか、責任者というのはどこから派遣されているんですか。

財団担当課長です。

財団の事業なんです。生涯学習財団の事業で、これは平成十二年に生涯学習財団ができてからなんです。それまでは教育委員会の生涯学習振興課の事業でございました。現在学級長を務めているのは、小学校長退職者の方です。そのほかに財団の非常勤職員、それからボランティアが当たっておりまして、講師は外部から講師陣をたくさんお願いしています。

熊谷委員長

いかがでしょうか。ほかに何か。教育財産の用途廃止、西新宿こども館部分についての用途廃止について、何か御質問ございますでしょうか。

それでは、よろしければ「議案第二十号 教育財産の用途廃止」については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、議案第二十号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、「議案第二十一号 教育財産の用途変更について」、御意見、御質問をお願いしたいと思っております。

事務局の説明では、使用内容については従前と変わらないけれどもということで、今御説明があったわけですが、教育財産としては旧中学校施設にするということですね。

次長
熊谷委員長
櫻井委員

はい、旧中学校施設です。

現小学校施設から旧中学校施設にすると。

いかにもお役所的ですね。

熊谷委員長
櫻井委員
熊谷委員長
次長
櫻井委員
熊谷委員長
教育環境整備
課長

まさに。
惑わされてしまいますよね。
その実態は変わらないですよ。
管理の主体が変わるんです。
そういうふうに書いてくれればいい。
教育委員会の中での管理主体が変わるんでしょうか。はい。

これは、従来は西新宿小学校の学校の一部だったんです。小学校が管理していたという、そういうことだったんです。ただ、実際の小学校はその旧淀橋第二中学校の全部を使っていなくて、本当に一部しか使っていなかったということもございます。今回のこども館を契機にして、小学校の所管から旧学校施設。旧学校施設は教育委員会で管理しております。例えば、今ですと四谷第一小学校なんかが旧学校施設として教育委員会が管理しているんですけれども、そういうところと同じように、旧淀橋第二中学校としてこの際、教育委員会事務局の方で管理するというふうに所管がえをしたわけです。

ですから、実際に青年教室等が使っている状態というのは、全く今まで管理の主体が西新宿小学校から教育委員会事務局へ移ったということでございます。

熊谷委員長
櫻井委員
熊谷委員長

いかがでしょうか。おわかりになりましたでしょうか。
そう言っていただくとよくわかります。
ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十一号 教育財産の用途変更について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。
議案第二十一号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告事項

- 報告一 新宿区教育委員会の権限に属する事務についての教育長の臨時代理について
- 報告二 平成十七年度新宿区立小学校教科用図書採択に関する細目
- 報告三 メンタルサポートボランティア制度について
- 報告四 平成十六年度新宿区立小・中学校等児童生徒見込数について

- 報告五 四谷地区三小学校統合協議会の協議経過について
- 報告六 東戸山小学校C棟の耐震対策について
- 報告七 平成十六年度学校緑化推進対象校の選定について
- 報告八 新宿区こども読書活動推進計画（最終案）
- 報告九 その他

熊谷委員長

次に、事務局からの報告をお受けします。

報告一から報告八について一括して説明を受け、質疑を行います。それでは、報告よろしくお願いいたします。

教育政策課長

委員長、教育政策課長。

熊谷委員長

はい、お願いいたします。

教育政策課長

それでは、「報告一 新宿区教育委員会の権限に属する事務についての教育長の臨時代理について」、御報告いたします。

これにつきましては、新宿区教育委員会事務局の今回の移転に伴いまして、事務局の設置位置を定めている規則について改正をするという必要が生じてございます。ただ、これにつきましては日程の制約から、二月中に本来教育委員会において審議していただき、決定すべきところを、ちょっと招集するいとまがございませんので、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を受け、規則改正を行いたいというものでございます。それに基づきまして設置規則の一部を改正いたしましたので、その公布についての資料として御提出したものでございます。

一枚おめくりいただきたいと思えます。右側の新旧対照表でございます。改正後が左側、現行が右側でございます。「内藤町八十七番地」から「歌舞伎町一丁目四番一号」に変更するものでございまして、平成十六年三月一日から施行するものでございます。

以上、御報告いたします。

教育指導課長

委員長、教育指導課長。

熊谷委員長

はい。

教育指導課長

教育指導課長です。報告二でございます。これは、せんだっての教育委員会で決めてきました教科書採択の要綱に基づきまして、実際に教科書採択を進めていくための細目でございます。それをこの間、決裁いただきましたので、その報告でございます。

内容としましては、教科書採択のための審議委員会をまず第一に設けるということござ

いまして、その審議委員のメンバーはそこにありますような方々をお願いするということでございます。

それから、第二に調査委員会を設けるということでございまして、調査委員会は各小学校用教科書のそれぞれの種目について設けるということでございます。

そして、その三ですけれども、調査委員会は調査資料を作成していただいて、審議委員会に報告していただきますが、その際、その調査の結果に順位はつけないで、内容を報告していただく。

また、その四で調査資料の作成の観点というのが内容の選択、それから一枚めくっていただきまして組織配列、それから表現、それから使用上の便宜などを観点としまして調査していただきます。

それから、調査委員会とは別に各それぞれの小学校で採択する教科書を調査研究していただきます。そこでもその結果を審議会に提出していただくということになります。

第四の採択結果等の公表であります。採択したものは区報等で公表する予定でございます。

別表ですけれども、先ほど申し上げました調査委員会の名称及び種目でありますけれども、そこにありますように、国語科調査委員会から体育科調査委員会までの各調査委員会を設けます。なお、国語の調査委員会は国語と書写の教科書、社会科の調査委員会は社会科と地図帳とを調査するというところでございます。

それから、その次のところで参考であります。これは小学校調査報告書とありますのは、それぞれの小学校がこのような形で調査して報告を審議会に出すということになります。これは国語でありますけれども、国語、社会、算数、理科というふうに、全教科についてこのように報告をしていただきます。

それから、その裏ですが、これは今度は調査委員会の報告用紙でありまして、各調査委員会がこのように詳しく、先ほど言いました四つの観点に沿って意見ですとか評価をしていただくというものでございます。両方とも審議委員会に出していただく資料となります。前に申し上げましたように、その審議委員会でさらに資料をつくっていただきまして、本教育委員会で採択していただくということでございます。

続いて、報告の三をさせていただきます。

はい。

報告の三は、目白大学と新宿区教育委員会とのメンタルサポートボランティア制度でござ

います。これは、せんだって山崎教育長が目白大学に行っていたきまして、目白大学の学長との間で協定を結びました。

その目的でございますけれども、目白大学の大学生及び大学院生にメンタルサポートボランティアをしてもらおうというわけであります。

大学側からしますと、(一)であります。心理カウンセリング関係就職希望者に、教育現場での体験を通して学校教育におけるカウンセリングの意義や役割等を考えさせ、児童生徒に理解を深めさせる機会を与える。

それから、こちら側としましては、新宿区立学校の教育活動を以下により支援していただくということでございます。

三の内容でありますけれども、実際に小中学校でやっていただくものとして、特に配慮を要する児童生徒のために行われるメンタルサポートへの派遣学生による補助でありまして、話し相手になってもらったり相談相手になってもらったりするものであります。

それから、(二)は学習の補助でありまして、実際に教室の中でそういった子たちのそばにいて補助をしてもらう。

(三)は、保健室あるいは相談室等での養護教諭やスクールカウンセラーの補助をしてもらうというふうなことでございます。

ちょっと一枚あけていただきまして、協定書の写しでありますけれども、今申し上げましたような内容で、佐藤学長と山崎教育長の間で二月十九日に結ばれたものでございます。

それから、もう一枚あけていただきまして、覚書でさらに詳しく言っております。その第二のところの費用負担でありますけれども、これに係る費用負担のうち、甲が加入するといえますのは目白大学であります。傷害保険、賠償責任保険に関する費用は甲が負担し、その他の費用は原則として派遣学生の負担とするということでありまして、教育委員会が負担するものは全くございません。そういう意味でございます。

その次めくっていただきと事務取扱要綱、それからさらにめくっていただいて活用希望計画書、それからその次の参考の第二号様式、メンタルサポートボランティア申込書・誓約書というのをちょっとごらんください。これの真ん中あたりにカウンセリング心理学、コミュニティ心理学と学校論、発達心理学等ありますけれども、目白大学の学生はこういった心理関係の講座を必ず受講します。そして、新宿の小中学校に入って、そこで実習をするということも単位になるということでありまして、今までやってきました早稲田大学のボランティアが単位認定にならないというのと違って、これは単位になると、あるいはここに行かない

熊谷委員長
学校運営課長
熊谷委員長
学校運営課長

と単位を取得できないというような感じになりまして、かなりの確率で大学生、大学院生が新宿区内に入ってくるのが予想されます。これは、その一年間を含めまして向こうと交渉しまして、向こうの教授がこういったカリキュラムをつくってくれまして、このような制度になったというものでございます。

あとありますこれが、そのことがマスコミで取り上げられましたもので、表側が東京新聞と産経新聞であります。それから、裏側が朝日新聞になってございます。

以上であります。

はい、ありがとうございます。では、続いて。

委員長、学校運営課長です。

はい。

報告の四でございませう。

十六年度の区立小・中学校等の児童生徒数の見込みということで、注釈でありますと でございますが、新一年生については二月十日現在、それから新二年生以降につきましては二月一日現在の現一年生から五年生までの推計の数字をそのまま移行させた数字というふうになってございます。

詳細については記載のとおりでございますが、若干特徴だったところだけを御説明申し上げます。

小学校のところでございますが、児童数については昨年と比べて二月一日と比較いたしますと全体で九十五名減ということで七千八百八十三、特に新一年生のことについては昨年と比べて七十六名減の一千二百四十八ということでございます。学級数が全体で昨年よりも一学級減の二百七十四、特に一年生については二学級減の四十四ということになってございます。

それから、中段あたりの中学校でございますが、生徒数のところにおきますと、昨年と比べて二月一日と比べてますと全体で七十六名減の三千三十六、新一年生は二十一名減の九百五十三、学級数につきましては昨年よりも三減の九十五学級、新一年生は三減の二十九学級というふうになってございます。

それから、身障の関係でございますが、身障の小学校につきましては、学級数が三学級ふえまして二十学級、それから児童数でございますが、三名ふえまして七十三、中学校の方は逆に学級数が二減の七学級で、全体で七名減の二十四人。

それから、日本語学級については一学級増の二学級増で、十一名増の二十九というふうになってございます。

ただ、特に中学校の場合にはまだ二月の段階ということで、私立への合否がまだ確定していない段階ということで、若干低目でございます。前年で見ておりますと大体五十から六十ぐらい増になってこようかなというところが予想されるところでございます。

それから、注釈の四番と五番ですが、四谷第六小学校と淀橋第四小学校、これが網がけといたしますか、墨になってございますが、六年生のところについては四谷第六小学校の方が三十八名、それから淀橋の第四が四十ということで、通常ですと一学級編制でございますが、小学校の一年から二年、小学校の五年から六年、中学校の二年から三年というこの時期については、新入間近い段階でも学級の維持、ないしは受験を控える段階での学級維持制度というのがございまして、これは申請に基づいて、四十人以下であっても二学級を都教委の方の指導に基づいてできるという規定の中で、この二つの学校については維持制度の適用を予定しているものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

はい、ありがとうございます。

では、引き続き報告五、六、七についてお願いします。

熊谷委員長

教育環境整備
課長

熊谷委員長
教育環境整備
課長

委員長、教育環境整備課長です。

はい。

私の方から報告の五から七までを説明したいと思います。

まず、「報告五 四谷地区三小学校統合協議会の協議経過について」でございます。

この協議会は、平成十五年の十二月二十四日に四谷第四小学校PTAから統合合意の文書をいただきまして、三小学校の統合合意文書が全部出そろいましたので、平成十六年の一月九日に教育委員会で統合の基本方針を決定していただきました。それに基づきまして、平成十六年の二月四日に第一回の協議会を、また二月十六日に第二回の協議会を、二月の二十六日に第三回の協議会を開催したところでございます。

資料はちょっと膨大でございますので、極めて簡略に説明したいと思います。

まず一ページめくっていただきと、これが第一回の二月四日のときの資料の項目でございます。二ページ、三ページのところの要綱でございますが、三ページのところに協議会のメンバーがあります。その際に四谷第四小学校の学区域内の町会関係者の調整がつかないということでございましたので、これはほかの方が全員参加している状態でしたので、協議会は

有効に発足させたというところでございます。

そしてあとは少し飛ばしまして、十ページのところに第一回目の統合協議会だよりがございます。このような形で、各学校の保護者を通じて四谷地区のすべての小中学校に関して周知し、また町会長さん等に協議会だよりを送付して、協議会の進行状況を伝えているところでございます。

その見開きのページのところに小学校の分布図がございます。小学校というか、十九年度の児童の分布図がございます。これで見ますと、この黒い点々が児童の分布でございますが、例えば四谷第四小学校の場合の、このピンクの色で引いてある丸いあれがその学校から一キロの範囲ということで、目安でございます。小学校は通学距離をほぼ一キロというふうに見ております。ですから、四谷第四小学校から引きますとこういう筋になりますが、それから外に出ても多少分布がある。

緑色の四谷第三小学校の方から引きますと、今度は逆に左の方に曲線がございますが、そこから外にやはり児童の分布があると。旧四谷第一小学校のところは青い線でございますが、これが位置的には中心のところにあるというような状況でございます。

次のページを開いていただきますと、第二回目の資料のことがございます。第一回目はいろんなフリーな話をして、二回目はいよいよ統合の時期ですとか校地、または校名というものをある程度具体的に話し合ったところで、その際に現在の学校の状況がどうなっているかということで資料を出してくれということでございましたので、資料を提出したところがございます。

この中を説明し出しますと大変なので、簡単に申し上げますと、現在の校地、学校に例えばどんな規制があるのか。建築基準法は今の学校をつくった当時と大分変わっていますので、いろんな規制が出ております。そういう中で、現在の学校の高さ制限とか日影制限というのがございますが、その高さ制限がそれぞれ加わるために、新しく建てたときには現在の学校がそのままは建たないということがございます。それぞれ高さを規制したり、場合によっては前にせり出させることによって高さ制限をクリアしていく、もしくは日影制限をクリアしていくということが必要になってくる。

第二回目の話し合いの中で、校地に関しましては四谷第四小学校か旧四谷第一小学校のどちらかがいいのではないかという話の中で、校地が広いのが四谷第四小学校、それよりちょっと狭いのが旧四谷第一小学校ということで、四谷第三小学校が一番狭いんですが、そういう中で協議会のメンバーから学校として十分なものが建ちますかという議論になったので、

要は旧四谷第一小学校の方が狭い、狭いところでも十分なものが建つということであれば、当然に旧四谷第四小学校の方が若干広いわけですから、同じようなものが建つということで、次の第三回目のときには旧四谷第一小学校のイメージ図みたいなものをちょっと出してほしいということで、第三回目の協議会を開催したところでございます。

資料をめくっていただきますと、ずっといきますと第三回目の資料というところが出てきます。また、この資料は膨大ですので、先ほど言いました部分だけ説明いたしますと、三回目の資料の五ページ目のところでございますが、先ほど申しましたが、これは旧四谷第一小学校をベースにどんなものができるかということで、極めてイメージな図なんです、トラックの絵があるものでございます。

これは、協議会の委員の意見として、校庭に百五十メートルトラックが欲しいという意見が強かったので、百五十メートルトラックをつくれるかということが一つのポイントで、旧四谷第一小学校でもこのように、百五十メートルトラックをとって、教室、また屋内運動場、いわゆる体育館等々もつくれると。現状は体育館が南北ではなくて東西に横になっていますので、そういう意味で現状のつくりですとこのトラックはとれないんですけども、これを南北に縦にして、かつ重層階に、プール等をここに付けるということによって、校庭が広くとれるということで、旧四谷第一小学校を学校施設として十分なものをつくれるということ的前提に、今後校地をどこにするかということで話し合いをするということになってございます。

現在の進行状況は以上のようなところでございます。まだ各項目について決まっているということとはございません。

次に、「報告六 東戸山小学校C棟の耐震対策について」でございます。

これまでの経過でございますが、その前に次のページに現況図がございますので、見ていただければと思います。これは東戸山小学校は区内でも学校の敷地としては一番広い学校でございますが、校庭から向かって右のところに、いわゆるここに書いてあるC棟、この部分の棟の話でございます。

内容を説明いたしますと、これまでの経緯でございますが、平成十五年度、今年度の学校の耐震診断調査の過程で、東戸山小学校C棟のコンクリート強度が低いということがわかりました。そこで、区としてはより安全を期すということから、早急にC棟の普通教室、いわゆる生徒が通常勉強している教室を他の棟へ移動する方針を決定しました。

十月末に学校等々に説明し、十一月初めに保護者説明会を開催、その後ほぼ一週間程度で

教室の整備、教室移動を行いました。その後、十二月初旬までにC棟のより詳細な調査を実施いたしました。その結果を踏まえさまざまに検討した結果、C棟を耐震補強という形ではなく、全面的に改築するという方向で対応を決定いたしました。そこで、今回はC棟の改築案のことを説明するわけでございます。

C棟改築案の内容でございますが、構造は鉄骨造、いわゆる鉄筋コンクリート造ではなくて鉄骨造といたします。鉄骨造と鉄筋コンクリート造の違いは、簡単に言えば耐用年数、鉄骨造は二十七年程度、鉄筋コンクリート造は五十年程度というような違いがございます。

階数は、現在は三階建ての建物ですが、今度つくる鉄骨造も一応三階建てですが、三階部分は屋上というようなことでございます。工期は平成十六年の六月から十七年の三月、十六年度中に改築を完了するというところで考えております。改築経費は約三億四千万円程度でございます。

改築の内容でございますが、まず改築を契機に他棟の教室移動や改修もあわせて実施したので、校舎全体のバランスの都合上、C棟というのはこのような内容になっているわけでございます。一階は多目的ホールとして、パーテーション等で区切ることによって少人数学習や習熟度別学習など、多様な学習に対応できるようなものとする。二階は図書室とするということでございます。図書室も図書室以外にも使用もできるもので、そういうような多様な学習環境に対応できるものとするということでございます。

三階は、基本的には緑化を前提とした屋上とします。各階ともに学校の運営に支障がない範囲で区民利用も可能なものとするということでございます。

先ほどの図で見ていただきましたように、C棟以外にA、B、D、E棟がございますが、これはコンクリート強度に関しては特に問題はございません。ただ、やはり耐震診断はコンクリート強度だけの問題ではないので、補強が必要となっております。しかし、ほかの棟については他の学校、つまり東戸山小学校以外の学校でも耐震補強が必要だというふうなことはございますので、他の学校の耐震計画も含めた全体計画の中で今後計画的に取り組んでいくということでございます。

報告の六は以上でございます。

次に、「報告七 平成十六年度学校緑化推進対象校の選定について」でございます。

学校緑化推進事業につきましては、平成十五年度からやっている事業でございますが、以前にも同じようなことを説明しておりますので、簡単に御報告したいと思っておりますが、事業の主体は環境土木部の事業でございます。教育委員会といたしましては、環境土木部と協議し

て、平成十六年度の学校緑化推進対象校を選定し、実施していきたいというふうに考えているわけでございます。

事業の概要につきましては、そこにあるとおりで、平成十五年度に説明したことと同じでございますが、計画年次といたしましては十五年度から平成十九年度までで、各年次約九校ほどをやっていくと。予算的には五カ年で八千三百六十万ほどでございますが、各学校別にはいろいろ程度の差はございますが、二百万弱程度で学校ごとによってどのような仕様にするかということで、そこでいろんな形が出るということでございます。

緑化の手法といたしましては、接道部緑化ですとか壁面緑化、ビオトープ、芝生緑化、水田、畑、屋上緑化、花壇、そのようなものでございます。

ところで、平成十六年度の学校緑化対象校でございますが、その三番のところに書いてある九校一園を選定いたしました。として市谷小学校、牛込仲之小学校、余丁町小学校、花園小学校、戸塚第二小学校、落合第二小学校、柏木小学校、落合中学校、西新宿中学校、東戸山幼稚園の九校一園でございます。選定に当たりましては、学校からの提案書を参考とし、ほかの施設の状況等々を総合的に勘案し、また地域との協働の取り組み等々も考え、環境土木部と協議の上、選定したということでございます。

緑化の内容でございますが、一例を紹介いたしますと、落合第二小学校はアジサイ園の新設等を、また西新宿中学校は接道部緑化等を中心に、それぞれ地域の方々と協働して取り組んでいくということになってございます。

以上でございます。

はい、それでは報告八についてお願いいたします。

委員長、中央図書館長。

はい、よろしくお願いいたします。

それでは、新宿区子ども読書活動推進計画（最終案）ということで御報告をさせていただきます。

お手元に概要と本冊が出ておりますので、概要を中心にいたしまして、必要に応じまして本冊をおめくりいただければと思います。

まず、この本冊でございますけれども、表紙を見ていただきますと最終案となっておりますが、表題の下に括弧書きで「すべての子どもたちに本とふれあう機会を贈ります」ということで、これは副題という形で昨年十二月十五日号の区の広報でパブリックコメントしたときのものです。

熊谷委員長
中央図書館長
熊谷委員長
中央図書館長

この本冊をめくっていただきますと、「計画の策定にあたって」ということでございますが、今回これは全文書き直しをしてございます。

それから、「はじめに」が一ページでございますけれども、この中で次の二ページで第一、計画策定の背景でございます。この関係で申し上げますと、二の子どもの読書活動の意義のところでございますが、三ページにわたりますけれども、概要版の方にも書かせていただいておりますが、三段落目、「乳幼児期は、」ということから始まりまして、二行後、「小学校低学年では、」「高学年では、」ということで総括いたしまして、小学校段階では読書に関する興味・関心を一層高め、読書習慣の定着を図ることが重要であり、中学校では読書の範囲の広がりによたえられるよう、図書整備は大切です。読書を通して子どもたちは多くのよい文章に触れることで、語彙量の増大や文章を書く力などの国語力の向上にもつながりますということで、これにつきましては意義をもう少し詳しく書き込んだというところでございます。

それから、概要版の次でございますが、裏をあけていただきまして、ちょっと飛ばさせていただきますけれども、第三のところのちょうど真ん中、(四)数値目標の設定でございます。これにつきましては、本冊の方におきまして六ページから八ページに記載をされておりますが、数値目標の設定につきましては、この計画が効果的に進められているかどうかを客観的に測定し、発生状況を評価するためのものでございます。そこで、各年度の取り組みの成果を数値として把握しまして、読書環境整備の進捗状況を客観的に評価する、また数値目標の達成状況の評価結果につきましては、住民の皆さんにも公表していくというものでございます。

五項目を設定してございます。まず第一項目といたしまして、区立小・中学校の児童生徒の不読者率ということでございますけれども、今後毎年毎年さらに四年間行うわけでございますが、十五年度調査におきまして、調査前一カ月間に本を一冊も読んでいない児童生徒の割合ということでございますが、十五年度では小学校が八%、中学校が二八%ということでございました。これを十九年度末におきましては小学校を五%以下に、中学校を二〇%以下ということでございます。

ちなみに、どれぐらいの数字かと申し上げますと、小学校の八%でございますけれども、五百八十六名という数字が十五年度の不読者の数として上がっておりますが、五%以下ということになりますと三百六十八人以下に減らすということで、二百十八名、これは非常に小さな数字でございますので、数字としてはちょっと小さ過ぎるかもしれませんが、おおむね

二百二十名程度を減らしていくというのがこの数字でございます。それから、中学校も同じような考えで、これも二百二十名程度を減らしていきたいということでございます。

次の数値目標の でございますけれども、区立小・中学校における朝の読書等の実施率ということでございます。始業前等に読書を実施している学校の割合ということでございますが、期間、学年など、一部実施を含む実施率ということでございます。十五年度の実施校・率がそこに掲載されておりますが、小学校二十五校、八三％、中学校十一校、八五％でございますが、平成十九年度には全校で取り組みをするというものでございます。

それから、三番目でございますが、区立学校図書館図書標準の充足率ということでございます。これにつきましては、小学校、中学校、それぞれ学級数に応じまして学校図書館の図書数が決まっておるわけでございます。例えば、小学校で六学級の場合でございますけれども、五千八十冊が必要と、これが最低の基準でございます。十学級になりますと七千冊というふうに、学級がふえるごとに数が変わっていくというものでございます。

また、中学校におきましては六学級の場合は七千三百六十冊ということでは冊数が定められておきまして、十学級になりますと九千六百冊というふうな数字になっておきまして、これにつきましては小学校十七校、五七％、中学校四校、三一％が現在充足しておりますが、十九年度末におきましては全校で充足を図るというものでございます。

なお、 と の学校数につきましては、統廃合等の動向がございまして、現在の学校数ということにしてございます。

それから、 でございますが、区立図書館の子どもの利用登録率でございます。図書館の利用を促進しようということでございますが、小学生以下四九％、中学生が六二％となっておりますが、十九年度末におきまして小学生以下六五％、中学生七二％ということでございます。

それから、 でございますが、区立図書館における年間貸し出し冊数の増加ということではございまして、小学生以下二十七万冊を三十五万八千冊、中学生が三万二千冊を三万八千冊ということではございます。それぞれ小学生におきましては八万八千冊、中学生におきましては六千冊ということではございますが、全体平均で三一％程度の貸し出し冊数の増を図っていくということではございます。

この数値目標につきましては非常に大事なところでございまして、この五つの数値目標でございますけれども、これから申し上げます五十六の取り組みがございまして、さまざまな取り組みをそれぞれやることによりまして、五つの数値目標にその成果が反映すると、この

ような考え方で五つを設定したというものでございます。したがいまして、学校だけの取り組みで朝読書などにつきましては、そういうものがございませぬけれども、子どもの利用登録率、あるいは年間貸し出し冊数等につきましては、それぞれ学校の取り組みもございませぬし、また図書館の取り組みなどもこの数値目標に結果的には反映していくものと考えているところでございます。ここのところにつきましては、大きく新たに設けた部分でございませぬ。

それから、概要版の第一章でございませぬが、読書活動の現状につきましては前回と変わっていませんので、省略をさせていただきます。

それから、少し飛ばさせていただきますまして五ページでございませぬ。第二章、上の方にございませぬが、読書活動推進のための役割、これも大きな変更はございませぬので、これについても省略をさせていただきます。

それから、概要版の六ページでございませぬけれども、第三章、読書活動推進のための具体的な取り組みということで、全五十六項目でございませぬ。本冊では十八ページ以下でございませぬが、この全五十六項目の項目数につきましては変更はございませぬ。

まず、概要版の六ページの第一の二地域活動への支援ということで、(一)地域ボランティアとの連携というものがございませぬ。本冊の二十ページをお開きいただきたいと思ひます。こちらのところの(一)でございませぬけれども、地域ボランティアとの連携ということで、四角の囲みの中でございませぬが、三行目、「また、(仮称)図書館サポーター制度を実施する中で新たなボランティアの育成にも取り組みます。」ということでございませぬして、新年度に図書館のさまざまな仕事にボランティアをさらに幅広く活用してまいりたい、導入していきたいと思ひております。こういった制度を活用しながら、ボランティアとの連携を強めていこうということで、平成十六年度の予算とも関連いたしますので、ここについてはこのように併記をしてございませぬ。

それから、ちょっと飛ばさせていただきますが、本冊の方でございませぬけれども、二十七ページでございませぬ。二十七ページの(五)でございませぬが、新一年生への利用者登録の実施というようなことがございませぬ。これにつきましては、内容的にも変わっておりませぬが、「小学校入学時に図書館利用登録をよびかけ、利用者カードを作成し各小学校へ配布します。」となっております。ここにつきましては、素案におきまして利用登録を呼びかけということが入っておりませぬので、あくまでこれは強制ではないというようなことなどでございませぬ。こういったところの説明につきましては、例示的なところでございませぬして、若干このような文言の修正等はございませぬが、以下何カ所かありますけれども、これについては省

略をさせていただきたいと思えます。

大きなところでございますが、本冊の三十一ページでございます。三十一ページの第三、区立学校における子どもの読書活動の推進というところでございますけれども、この読書環境の充実の(一)でございます。いわゆる学校図書館スタッフというところで、議論が多かったところでございますが、従前の素案におきましては、学校図書館の充実のための人的支援の検討ということで、予算との関連もございましたので、人的支援の検討という項目になってございました。取り組みの項目につきましても、今回修正を全面的にいたしまして、学校図書館の運営の充実というふうにさせていただいております。

そして、内容的にはこちらに記載のありますとおり、「緊急地域雇用創出特別補助事業により配置してきた学校図書館スタッフ制度は、平成十五年度で終了いたしました。今後はPTAをはじめ、地域ボランティア等のご協力をいただきながら、各学校の実情に応じて工夫した協働の仕組みの中で、学校図書館運営の充実に努めます。」というような内容になっておりまして、学校の図書館ボランティアさん、あるいは新年度の予算に関連いたしますけれども、学校の必要に応じまして、必要な予算の範囲の中で図書館スタッフが配置できるか、必要なところには配置をしていくと、こういった内容で充実を図っていくということで、二年間の事業の終了を受けて新たな取り組みをしていくというものでございます。

それから、三十一ページの(二)でございますが、学校図書館図書書の充実ということでございます。こちらは従前、学校図書館の充実というふうになっておりましたが、ただいまの(一)で学校図書館の運営の充実ということでございますので、ここは正確に学校図書館図書書の充実ということでございまして、内容もそれに合わせて修正を施しているものでございます。

それでは、この概要版の一番最後でございますけれども、八ページになります。第五章、半分から下でございますが、計画推進のための体制ということで、本冊におきましては四十三ページ、四十四ページになりますが、第一におきまして関係機関との連携でございます。(一)の区立図書館と小・中学校等関係機関との連携・協力というふうになっておりますが、素案におきましては区立図書館と学校との連携ということで、学校以外に保健センター等々もございますので、ここにつきましては小中学校を初めとして関係機関との連携というふうに記載をしたところでございます。内容的にもそのように修正をしております。

それから、第二の地域との協働による推進でございますが、ここも大きな変更はございませんが、一行目の「ボランティア団体やNPO・民間事業者」ということで、民間事業者も

当然入っていくということで、「民間事業者など」ということで、これを入れてございます。

それから、第三の読書活動推進会議の設置でございますが、この内容につきましても、三行目のところでございますが、「推進会議では、毎年度の計画の進捗状況を把握するとともに読書活動の普及啓発を行っていきます。」ということで、これにつきましては先ほどの数値目標を設定したという関係もございまして、これを今後四年間追いかけていくわけでございますので、推進会議でもその辺についてはきちっととらえていくということで、これについては補強修正をしたところでございます。

内容といたしましては以上のような内容でございますが、今後でございますけれども、本日最終案の御報告をさせていただきまして、三月の十五日に区の政策経営会議へ報告をする予定でございます。その後、三月十六日、十七日に議会の文教委員会がございまして、こちらでの報告を行うと。これを踏まえまして、三月の二十五日の区の広報、またホームページにおきまして公表をしていくということでございます。

また、新年度になりまして、なるべく早い時期に教育委員会といたしまして、印刷製本をいたしまして配付をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長

はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。それでは、まず報告一について御質疑のある方、お願いをいたします。「新宿区教育委員会の権限に属する事務についての教育長の臨時代理について」、これについてはよろしゅうございますか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長

それでは、報告の二について、「平成十七年度新宿区立小学校教科用図書採択に関する細目」について、何か御質疑ございますでしょうか。

はい、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井委員

これは従来と同じ人数なり流れですよね。

教育指導課長

はい。せんだっての要綱をまとめていただきました、あの要綱に基づいてやってございますので、従前と同じ人数、流れでございます。

以上であります。

熊谷委員長

よろしいでしょうか。

木島委員。

木島委員

十分にやっていただけるってことでございます。

熊谷委員長

はい。それでは、報告の三番目について、「メンタルサポートボランティア制度について」は、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

櫻井委員

はいどうぞ、櫻井委員、お願いいたします。

教育指導課長

これは大体一校につき何人ぐらいになるんでしょうか。

教育指導課長であります。一校に何人とはいえないかもしれませんが、大体予測としまして五十人ぐらいじゃないかなと思っております。

櫻井委員

学生さんが。

教育指導課長

そうですね、一校一人ぐらいですね。小・中学校全部お一人ずつぐらいだと思います。さらにふえるかもしれません。

櫻井委員

はい。

熊谷委員長

はい、内藤委員どうぞ。

内藤委員

目白大学というのは新聞記事を見ても特に説明していないということは、もう皆さんよく知っている学校なんだろうけれども、これ前身というか、もともと目白大学。

教育指導課長

以前から中井のところに目白学園中学校、高等学校がございましたが、それと同じ母体でありまして、近年、最近できた大学、それから大学院でございます。経営者は同じだということでございます。臨床心理学科ですとか心理学中心の大学、大学院でございます。

内藤委員

それは、ボランティアの学生はボランティア期間中に知り得た新宿区教育委員会並びにボランティア実施校の業務上の秘密を漏らしてはならないとありますが、新宿区教育委員会はそんな秘密があるんですか。

教育指導課長

教育指導課長でございます。

学校の情報ですとか個人情報はもちろん漏らしてはいけないと思いますが、教育委員会の情報につきましても、いろいろあるかと思えますけれども、例えば教育委員会事務局内部の諸問題でありますとか、あるいは例えば先ほど言いました教科書のことですいろいろな情報が入ったときに、そのようなことでございます。

以上でございます。

内藤委員

罰則はないからね、だから道義上の縛りだけだと思いますが。

熊谷委員長

はい、櫻井委員、お願いします。

櫻井委員

誤解されてしまうかもわからないんですが、進んでやりたいという方なのかなと思いましたが、単位が取れるということで、要するに必須なわけですよ。そうすると、中には不本意ながらという方もあるかもわからないし、何か受ける方の小・中学生の生徒たちにとって、

必ずしもいい結果ばかりではなかった場合はどうするのかなっていう、ちょっと老婆心があったりしたんですけれども。

教育指導課長

委員長、教育指導課長。

先ほど申しました第二号様式の申込書・誓約書がございますが、その裏に「メンタルサポートボランティアを志望する理由」というのがございます。それからまた先ほど御指摘がありました制約がございます。こういうのを受けまして学校に入っていただくわけですが、もしそういうものに適さないような学生がいましたときには、私どもの方で大学と協議しましてその学生を大学にお返しすると、そういうのは一人一人の学生について配属された小・中学校からの情報をもとにしたりして、丁寧にやっていきたいと思っております。

ただ、基本的にそういった心理士の資格を取ろうとする学生であったり、あるいはさらには臨床心理士の資格を取っていこうという学生や大学院生でありますので、その道を志望している学生であって、意欲的な人たちであるという、そういう基本的な前提には立っているところでございます。

以上であります。

櫻井委員

わかりました。

熊谷委員長

はい、どうぞ。

木島委員

目白学園というのは、昔、女子校でしたよね。

教育指導課長

はい。

木島委員

今、大学になってからは男女共学なんですか、それとも大学院だけ男女ということなんですか。というのは、申し込み用紙のさっき男女をなくせというところにちょっと書いてある。

教育指導課長

委員長、教育指導課長であります。

確かに中学校と高等学校のところは女子であります。大学の方は男子生徒にも、あるいは大学院の方も男子生徒にも門戸を広げているということで、いるんですが。

木島委員

ああ、そうですか。

教育長

少ないですけどもね。

熊谷委員長

いかがでしょうか。

木島委員

僕は基本的にはいいことだと思っただけです。一般の大学生でもどんどんこういうことをしてもいいと思っただけです。もうやっぱり大学ぐらいになると、いわゆる小学生だとか、そこら辺の悩みだとか、困ったこととか、知る方がかえっていいと思っただけです。

熊谷委員長

この辺は私は質問というか、こういうメンタルサポートをケアするというのは本来大切な

ことだと思っんですけれども、そういうサポートする必要な児童生徒がふえてきているということは、問題は問題ですよ。本来こういうのは必要ないのが健全なというような考え方で、その辺は特にマスコミはどういうとらえ方をしているんでしょうかね。むしろ社会的に現代こういうのが必要になってきたんで、新宿区はそういう意味では先進的で、先取りをした、かつ専門の学生とのそれこそ協働、コラボレーションで非常にいいという、こういうことなのか。

うがった見方をすると、むしろ本来はそういう余りメンタルのケアをするのがふえてきたというのは、逆に言うと今の学校そのものに多少、そういうような。実は小学校に限らず、全国的に多分どんなところでもふえているんですよ。大学なんかでも精神的に不安定で、こういう相談、カウンセラーをたくさん置くようになりまして、そういうところに駆け込んでくる学生がふえているということは、どうとらえて。そういう問題があってこういう制度を取り入れているという、そういう意識なのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいんですが。

教育指導課長

教育指導課長。

今おっしゃられましたように、このように心のケアですとか精神的なケアを必要とする児童生徒がふえているといたしますが、多くつかんでいるという実態がございます。前に申し上げたかと思いますが、例の通常の学級に存在するLDですとかADHDなどの特別な配慮を要する児童生徒という調査をしておりますが、全国的に抽出調査をしたときにはそれが六%ちょっと、それが東京都でしっかり調査をしましたら、これは四%ちょっとで、新宿区で調査をしましたら、これは東京都の数字よりは随分高くて、国のパーセントよりもちょっと高いというようなのが出ました。

これは医師に見ていただいたあれではありませんので、学級担任を中心として教員がやったものですから、医学的にどうだというのはっきりしたものではありませんけれども、おおよその実態はそのようなところであろうなと思っています。そうしますと、都の平均よりも新宿区はかなり高いわけです。

これをどうとらえるかではありますが、これは一人一人の教員が丁寧に一人一人の子どもたちを見た結果、大事に調査したので、そういう高くなったともとれますし、あるいはもともとそういうふうな感じの子が多いのかなということで、不確定要素があって、それ以上はやらない方がいいなと思っていますのでございます。

ただ、そういうふうな実情がありますので、できるだけそのケアの態勢は十分にとる必要

があると思ひまして、今はスクールカウンセラーが中学校には一人ずつ派遣されていますけれども、小学校は派遣されておられません。それを小学校は教育センターの心理士が今、三人で三十校を受け持ってやっているわけですが、これが足りないので、来年度はその倍ぐらいにできるかなと思っているところでもあります。それでもまだ指導体制が足りませんので、こういう学生や大学院生にも入っていただいて、いろいろなささまざまな力をかりて、そういった子どもたちへの対応をしたいなと思っているところでございます。

最初の御質問の現状をどうとらえるのかということでは、今のところ十分にとらえたとは言えませんし、また軽々にこうであるというふうに言わない方がいいといひますか、もっときちんと研究してからじゃないと言えないところもあるなと思っております。

以上であります。

熊谷委員長

これ、私はこれから結構慎重にやっていただきたいと思っているんですけども、このこと自体は大変いいことだと思っておりますけれども。

本来ならば今おっしゃったような状況に対応するのであれば、専門の本当のプロのカウンセラーがそれだけ十分な数が各学校にいるというのが望ましいことであって、それとまた別な次元で、将来にわたってそういう専門の人材を養成するという、こういう社会的なことに協力するという、これはまた別な意味での社会的な意義があるんですけども、それでもって本来置くべきプロの人の代役に充てているというようなふうになると、私は非常に誤解を招くような気がするんですよ。

ですから、新宿区としてはそういうことに対して積極的に将来の人材を養成することに対して協力を惜しまないと。だからといって、ボランティアに本来あるべき専門の人たちのことまでをチープレバーみたいな形でやっているということになると、ちょっと本末転倒かなと思うんで、その辺がちょっと私は気になったので、先ほど内藤委員が言われた、まだきちっとしたあれでない学生さんたちに対してある程度縛りをつけるというのは、その守秘義務みたいなこともあるでしょうけれども、逆に言うと教育委員会側としてもそういうものに対してある程度の見識を持ってないで、どこかで学生さんを本来あるべき専門家のかわりにというようなことになると、多分実際の現場ではそれなりの問題に対応してもらうことになると思うんですよ。そういう意味では非常にシビアな、児童に対して非常にうまく対応していただけると思うんですけども。

何かその辺がちょっと気になったものですから、もう十分お考えだと思っておりますけれども、これは都内では区としては初めてですよ。新聞で取り上げたということは、多分初め

てのケースなので、そういう意味では非常にいいことだと思うんですけども、できれば今言ったような、ちょっと私の老婆心みたいなところがあるんですけども。

教育指導課長

。委員長がおっしゃられました、まことにそのとおりでございまして、実際の子どもたちの指導・ケアをする人のかわりにこういう人たちを入れるというのは全く問題だと思ひまして、私どももそのようには考えてございません。やはり子どもたちに十分な指導体制がとれるように、また別の方法を講じていかなければいけないなと思っておりますが、それにしてもいろいろな力をかりるといいうことも必要でありますし、またこういった学生のために教育委員会がまた逆に何ができるかといいうことを考えることも必要だと思ひますので、代替といいうことではなくて、そのように考えております。

熊谷委員長

だから、こういうところでボランティアといいうか、単位を取った学生が社会に出て行った段階で、そのうちの専門家になった何人かは新宿区でまた正式に受け入れるといいうような形になっていくと、一番納得されるといいますか、いいと思ひますけどもね。

すみません、ちょっと何か。はい、どうぞ。

学校運営課長

学校運営課長ですけれども、私も身障の学級運営の関係でかかわりがあるので、ちょっと一点だけお話し申し上げますと、東京都が国の答申に基づいて、東京都の実態に合わせた形での一定の特別支援教育についての方向性を出しておりますけれども、その中で今、委員長がおっしゃられた点を含めまして、基本的に教員の資質が問題、能力をしっかりと持った人間が現場にいて、その方たちを通して子どもさんたちにしっかりと教育ができる環境をつくっていかなくてはいけないといいうことは、一応都は認めているわけですが、まだまだ実態としてやはり国や東京都の方針に基づいて、現場の先生方がそれだけの経験や実績を積んでいるかと言われると、まだまだ厳しい面があるといいうことで、二十三区どこも身障学級を運営する担当課長としては非常に難しい問題を抱えているんですけども、今後は東京都も学級編制に基づく人事権の問題だったり、人の問題、経費の問題を含めて、いろいろな動きがありますので、十分その点については都の方には要請をしながら、しっかりとそのあたり、単なる代替じゃなくて、十分連携をとれる中でやりたいといいうことで、我々も努力したいと思っております。

熊谷委員長

はい、どうもありがとうございます。しっかりおやりになっているようで、安心いたしました。

ほかに何か御質問ございますか。

なければ、報告の四に移らせていただいてもよろしいでしょうか。「平成十六年度新宿区立小・中学校等児童生徒見込数について」、何か御質問ございましょうか。

櫻井委員

はい、櫻井委員、お願いいたします。

かなり児童数が減っているということは、子どもの数が減っているのでしょうか、それとも私立に流れたということのどちらなんでしょう。

学校運営課長

学校運営課長です。

私立等を含めて、全体の子どもさんの数自体がまず減っておりますので、少子化の傾向の中にあることは事実ということでございます。私どもとしても区立の方へ入っていただきたいということで、いろいろと教育指導が中心に、いろいろな特色ある授業展開等やっておりますので、その点についてはかなりといいましょうか、十四年度以降も三年ぐらいずっと、区立の中学校に入った入学率をちょっと調べてみたんですが、今回お示しした二月一日現在の比較でいきますと、十四年度が六九・三％、十五年度は六九・八％、十六年度が七〇・九％、若干ながら上がっています。

五月一日の確定値の数字でいきますと、十四年度が七三・七、十五年度が七三・九ということで、本当に若干でございませうけれども、区立への入学率が上がっているという状況でございませう。本当にまだ微々たるものかなという感じで、議会等でもかなりもっともって工夫をしていただけないかというお声もございませうけれども、少子化の中では十分区立の小・中学校は頑張っている実態が、数字の上ではあるということでございませう。

熊谷委員長

ほかに何かございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「報告五 四谷地区三小学校統合協議会の協議経過について」、いかがでございませうか。

教育環境整備課長

委員長、教育環境整備課長。

熊谷委員長

はい、お願いいたします。

教育環境整備課長

若干補足したいと思ひます。

今、お手元に「四谷地区三小学校の統合協議会だより」の最新のものを参考資料としてお配りしました。先ほど第一回目の四谷地区の協議会のときに、戸塚大久保地区中学校の適正配置協議会だよりが入ってございましたが、これは第一回目の協議会でしたので、四谷地区の協議会だよりはなかったもので、このようなものを配付するというところで例示として示したも

のでございます。

以上でございます。

熊谷委員長

はい。

いかがでしょうか。はい、内藤委員、お願いいたします。

内藤委員

非常に地域の問題なんだけれども、この小・中学校の生徒数を見ても数が減っているという傾向だそうですが、都心回帰というのかな、そういう現象も一方で進んでいるように思いますので。特に富久なんかはずっと懸案だった高層マンションの計画なども動き出すということになると、その辺の児童数の変化というのは、将来の予測はどこかでやっているんでしょうか。

教育指導課長

委員長、教育指導課長。

熊谷委員長

はい。

教育指導課長

児童数の変化等の予測は、基本的には都の教育長の教育人口推計を参考にして考えております。今、委員が申されましたような都心回帰現象、これは新宿区について考えますと、確かにマンション等は多少できておりますが、値段的にはかなり高いものが想定されまして、なかなかファミリー層が入れるという状況ではない、入っている場合もありますということです。少子化の傾向とそういうふえる部分を考えますと、さほど急激にふえるということは、新宿区の場合は考えられない。ふえたとしてもわずかな人数で、現状の学校の対応の中で吸収できていくというふうに考えております。

熊谷委員長

はい、木島委員、お願いいたします。

木島委員

また変なことを言って申しわけないんですけれども、二月二十四日がナンバー二で、三月四日がナンバー三ですよね。四谷の第一、第二、第三、第四ですか、これの統合で第三と第四の小学校一年の数を合わせても大体六十ですよね。四谷中学校の一年生も九十八人で、これ一緒にしてもこのぐらいの数ですから、例えばこれ以上どんどんふえるということはあるでしょうけれども、特別ふえないとなるのに、四谷中学校ができたから小学校をまた一つにまとめるんだという考えだけなんですか。それとも、この際中学校と小学校を一緒にしたのを考えようなんていう意見はこの協議会の中で出ていないんですか。

教育環境整備
課長

委員長、教育環境整備課長。

協議会の中では、中学と小学校を一緒にするというふうな意見は出ておりません。

木島委員

将来また小学校がまとまっても、また小学校の数がどんどん減っていってしまう、中学校

もまた減ってってしまうという可能性もあるわけですね。だから、この後もそうなんだけれども、耐震構造でC棟をという、このC棟をつくる小学校だかも、統合のことも考えてC棟を新しく建てるというようなことを考慮しているのだろうか。

だから、そういうことを言い出すとごちゃごちゃしてしまうでしょうけれども、先のことを考えた意見が出ないのかなという気がするんですけどもね。

教育環境整備
課長
熊谷委員長
教育環境整備
課長

教育環境整備課長。

はい。

まず、小学校の統合に関しては、人口推計等々を考えて、小学校はなぜ統合するかという
と、複数学級を確保してクラスがえ等をしていくと。また、老朽化した施設を新しくしてい
くということで、三小学校の児童推計を見ると、未来永劫にというわけではないんですが、
三小学校を統合すると将来的に複数学級は確保できる人数であるということが予測されるた
めに、三小学校の統合をしているということでございます。

東戸山小学校のC棟の改築に関しては、そういうこととは全く別に、現状の学校の必要性
の中から改築して対応していくというものでございます。

内藤委員

そうですね。将来の合併問題は、小中一環校をつくってみるとか、何か将来はそういう考
え方は当然必要じゃないでしょうかね。

教育環境整備
課長
熊谷委員長
教育環境整備
課長

教育環境整備課長。

はい。

私もちょっと今、四谷のことをあれだったんですが、戸塚大久保地区の中学校の適正配置
につきましては、特にこの新宿中学、つまり大久保中学と東戸山中学なんです、その際に
大久保中の近くに天神小というのがありまして、そことうまく連携するなり何なりした方が
いいというような、協議会の中でのそういう参考意見程度のもはございます。

内藤委員

そうか。今度は新宿中学になるんですね。新宿中学と天神小なんかは何か一貫校的な性
格を持たせるチャンスじゃないかと思えますけどね。

熊谷委員長
教育環境整備

はい。

課長

今後はそういう視点をまたいろいろ教育委員会の方でも取り入れていきながら、すぐどうのこうのということは全くあれなんです、そういう視点も考慮していきたいというふうにも考えます。

熊谷委員長

ほかに何か、御質問というより御意見もいただけたら。

はい、櫻井委員、お願いします。

櫻井委員

何事によらず、目先のことよりもロングビジョンというのは一番必要になってくると思うんですけども。ただ、教育委員会の委員もかわることですし、事務局の方もみんなかわることですし、もちろん記録や何か残って、大筋はちゃんとしてらっしゃるのは信頼しますけれども、教育に関しては特に根底の大きな柱というのは何かどんとないと大変なことになると思うので、それは皆さん心していらっしゃると思いますけれども。

ただ、この三校の統合という場合においては、確かに目先のことといえば目先なんですけれども、これしかないだろうという感じはするので、しょうがないんじゃないですかね。まあ単なる感想ですけども。

熊谷委員長

ありがとうございました。ということでございますので、報告は六に移らせていただきたいと思います。「東戸山小学校C棟の耐震対策について」、いかがでしょうか。これ何か三億ぐらいの予算だったと思います。

櫻井委員

これ、ちょっとよくわからないんです。

熊谷委員長

はい、どうぞ。

櫻井委員

そうすると、普通教室は全くなくなってしまうわけですか。

教育環境整備

課長

委員長、教育環境整備課長。

熊谷委員長

はい、どうぞ。

教育環境整備

課長

このC棟が多目的ホールと図書室ということからの疑問かと思います。普通教室は、つまり今ほかの棟に図書室等々がございまして、そういうものとのやりくりの中で、こちらを図書室または多目的ホールとして活用することによって、C棟に普通教室はないんですが、ほかのところで十分に賄えるということでございます。

また、多目的ホールはパーティション等で仕切ることによって、少人数学習とか、習熟度別学習とか、いわば普通教室と同じような機能を果たしていくということでございます。

櫻井委員

その存在価値というのは大きいわけですよ。もちろん図書室も必要だし、多目的教室

も必要なんですけれども、そのために三億かけるのかという感じはしないでもないんですけれども、やっぱり必要なんでしょうね。

教育環境整備
課長
熊谷委員長
教育環境整備
課長

教育環境整備課長です。

はい。

これ、三億なんですけど、C棟をこのままで遣うとなると、耐震補強工事が必要になってきます。C棟の場合はコンクリート強度の問題がありますので、補強工事が極めて膨大なものになります。かつ、その工事をしたとしても、また改築を視野に入れられないといけない。そうすると、トータルする経費はむしろ耐震補強をして将来的に改築するというのを考えた場合には、これ以上のものがかかってしまうということがございます。ですから、今回むしろそういうことであるならば改築をした方がいいという判断をしたわけでございます。

櫻井委員
熊谷委員長
内藤委員

わかりました。

はい、内藤委員、お願いします。

改築が必要だということは、当然やらなくてはいけないことなんでしょうけど、建築の専門的なことはよくわかりませんが、コンクリート強度が低いというのは、建物としてはかなり本質的な欠陥で、それでこのC棟というのはA、B、あるいはE棟と比べて決して古いわけではないんですよ。これは、ここにどういう問題があるのか、納税者の立場から厳しく追及したいと思います。

教育環境整備
課長
熊谷委員長
教育環境整備
課長

教育環境整備課長。

はい。

このコンクリート強度が低かったという原因につきましては、担当部課、営繕課等でその原因究明は行っているところではありますが、当時の経済事情等々から、コンクリートの強度が低いものが使われたということがあるかと思えます。

櫻井委員
熊谷委員長
櫻井委員
教育環境整備

すみません。

はい、どうぞ。

これは定期的に他校もこうやって強度を調べていらっしゃるわけですよ。

課長
熊谷委員長
教育環境整備
課長

委員長、教育環境整備課長。

はい。

学校に関しましては、いわゆる最新の耐震基準というもので建てた学校は、これはもう問題ないということで、それ以前のものに関して、平成七年度、八年度も調査をかけたんですが、平成十五年度は残っているもの、学校に関しては残っているもので診断を必要とすべきものは、今回全部やったということでございます。

熊谷委員長
教育環境整備
課長

いかがでしょうか。これ、一番下に書いてあるC棟以外も補強の必要はあるんでしょう。

今回の診断の結果を最終的には三月末、正式なものはこれから出るんですが、今のところでわかっている状態でも、ほかの棟も補強の必要はあるというふうな判断になっております。

熊谷委員長
教育環境整備
課長

危険性があるけれども、C棟だけは非常に危ないと。

いや、コンクリート強度はほかのところは全く問題はありません。ただ、建物というのはコンクリート強度だけの問題ではないので、さまざまな視点から専門家の方が診断するわけですが、C棟に関してはコンクリート強度ということがありましたので、だからって学校というのは非常に丈夫にできておりますので、即危険とか、そういうことではないんですが、より安全を期すという視点からこういうような対応をしたわけでございます。

熊谷委員長
木島委員

はい。

それと、C棟というのは四十九年に建っているわけですから、そうすると四十九年度にこれのほかとは別に追加して建てたところですよ。そうすると、内藤委員のおっしゃるように、C棟を建てた建設会社は少なくとも入札から外さなければいけないですね。

次長

C棟については、これ三十年経過しておりまして、いわゆる瑕疵担保責任とか、そういう法的な責任は問えないんですね。ただ、だからといって区として納税者に対する、さっき責務というお話もございましたけれども、そういう観点で言って、じゃ何もしなくてもいいのかということになると、そういうわけにもいかないだろうというふうにやはり思っていました、道義的責任その他、それまでも放棄しているというわけではないんですね。

ただ、私どもこれ教育委員会がそういう交渉事をやっているという立場ではありません。区としてそういうことを考えているようだという事は私どもも聞いておりますけれども、ただそれについてははっきりしたことは申し上げられませんが、状況としては確かにこれは施

熊谷委員長

工上問題があったというふうに言わざるを得ないケースだと思いますので、その話はまた別に多分交渉なりすることになるんだらうというふうには思っています。

しかるべき対応は多分営繕というか、それとまた入札関係といろいろほかの部局があるので、教育委員会としては管理責任は我々にあるわけですから、その観点から言えば、今回鉄骨構造で新しい頑丈なのをつくっていただければ、管理者としては大変安心であるというふうに理解させていただいて。

次長

はい。もうちょっと補足しますと、これ全部つながって一体として運用していますけれども、A棟、B棟、C棟、D棟、それぞれ一応別物なんですね。施工するときには別々に建てています。

したがって、今回はC棟、さっき教育環境整備課長が後答弁申し上げましたけれども、コンクリート強度が低いということで、これはやはり大地震のときとかを想定すると放置できないと。ですから、これだけは改築は急ぎます。

ほかの建物も耐震診断をしていますから、やはり若干の問題はあるんですよ。ただ、それはC棟の問題とはレベルが全然違うんです。ですから、ほかの耐震補強については、これはそんなに急ぐ必要はないと思っています。C棟だけはとりあえず先に急いで、十六年度予算も既に計上させていただいていますけれども、早目に手を打つと、すぐに工事を始めるという段取りであります。

熊谷委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ七番目の「平成十六年度学校緑化推進対象校の選定について」、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。これについては何か緑化した小・中学校からの意見なり感謝なり、そういうのは。はい。

教育環境整備
課長

教育環境整備課長。その資料の二ページ目のところに平成十五年度の実績の例がございますが、例えばそこで申しますと、下から三つ目のところに大久保中学校の例がありますが、特に接道部緑化、これは学校と道路のところをプランター等を置いてやりました。ここは非常に不法駐輪等、あとは不法投棄とか、そういうものがすごく行われていた場所なんですね。そこをプランターで緑化して、近隣の人たちに水をやってもらったりと。そういうことをすることによって、不法駐輪等がなくなったということも報告をいただいております。

熊谷委員長

これは、区長が急に学校の緑化に力を入れて、予算を去年か何か急につけていただいて、むしろ道とみどりの課をうれしいのやら忙しいやらで大騒ぎになった。

ですから、そういう意味では接道部緑化というのはもともとどこがやっても、区としてはそれなりの助成はしているんですね。ですから、いろんな意味で学校については区長がそういうことで教育委員会を通じて少し背中を押してもらっているんで、うまくやれば教育委員会と道とみどりの課ですか、あそこと連携して成果は上がると思うんですけどね。ですから、学校を中心にして地域全体がそういう環境がよくなれば、非常にこれまた新宿で誇れる事例になるかと思imasuので。

ただ、今、トータル幾らしかない、年間一千万でしたっけ。

教育環境整備
課長
熊谷委員長
教育環境整備
課長

年間は。
一千万でしたかね。

五カ年で八千三百六十万ですので、これを十六年度に関して言いますと、単価が百九十万で十校程度。

熊谷委員長

区長がえらい力をいれて、区のない予算から二千万ずつ五年やれって、こういうふうにつけて。まあできれば有効に使っていただきたい。初年度でまだ余りやっていないところがあるみたいですから。

熊谷委員長
木島委員
熊谷委員長
木島委員

そうですね。
百九十万で壁面緑化、可能なんですか。
百九十万。

いや、屋上の緑化って、津久戸小学校があるじゃないですか。屋上の緑化って、すごいこの上もお金かかったでしょう。あれ大変だろうと思うんですね。

熊谷委員長
木島委員
熊谷委員長

ここは余りかかってないですけど。
ああ、そうですか。

ええ。ここは非常に予算のないところで、知恵出して。セダムをちょっと置いただけですから。本格的にやるとなると、もう夏場でほとんど。そういう意味では、新宿は今ちょっと屋上緑化に対しては助成していないんだよね。

次長
熊谷委員長
次長
熊谷委員長

学校が防水とか何とかやっていないところは、屋上ができないんじゃないですか。
じゃなくて、ほかの区はいろんなところで屋上緑化に対して助成をし出しているんで。
渋谷とかやっていますかね。
やっていると思う。

教育環境整備
課長

補充しますと、津久戸小学校に関しましては、従来も屋上に花壇がございまして、それをより充実させるという方向での屋上緑化でございます。

熊谷委員長
木島委員
櫻井委員
木島委員

委員長の言われる本格的な屋上緑化は本当にお金がかかります。

そうですね。屋上に完璧な防水といったら大変ですものね。

防水たったって、大雨降ったら必要なわけですから。

いや、そうではなくて、緑化する以上、重さに耐えられなければいけないでしょう。ですから、最初からそれを覚悟して防水装置にしないと、後でそれをやると今度は防水がだめになってしまうから、大変なお金がかかってしまう。

熊谷委員長
櫻井委員
熊谷委員長
櫻井委員
熊谷委員長

土が重くて載らないですよ。

ああ、そうですか。

その土が雨なんか吸うと、普通の天井だとほとんど落ちてしまうんです。

ああ、耐えられないんですね。

ええ。いともなく割れ目が入って水が出てしまいますから。

それでは、報告八へ移らせていただいてよろしいでしょうか。「新宿区子ども読書活動推進計画（最終案）」について、これは最終的に印刷されると言われていましたね。これはカラーが入るんですか。

中央図書館長

委員長、図書館長です。

カラー印刷はちょっと考えておりませんが、二千部ほどを考えてございます。

櫻井委員

伺ったかもわかりませんが、どこに配付するんですしたっけ。

中央図書館長

委員長。やはり小・中学校の各現場を初めといたしまして、これを推進していくところの保育園、あるいは幼稚園、あるいは関係の分野に配付をすると同時に、各図書館の関係もありますので、各区、あるいは東京都におきましても、参考資料としては送付していきたいと考えております。

次長

イラスト入りで少し漫画チックになると考えています。

熊谷委員長

はい、どうぞ、櫻井委員、お願いします。

櫻井委員

読書というのは本当に大事なことで、こうやって意気込みを感じさせるのは素晴らしいことだと思うんですね。ただ、目標値となると、北風と太陽じゃないですけども、余り読書というのはそういうふうに言って読むかなという感じも心配は心配なんですね。そういう意味では、始業前の読書というのがある程度効果的なんじゃないかなってすごく思っているん

ですけれども、これは学校によっても違うでしょうけれども、何分ぐらい、あるいは何時間ぐらい平均なんでしょうかね。

教育指導課長

委員長、教育指導課長。

平均は大体十分程度でございます。

櫻井委員

十分程度ですか。

教育指導課長

朝読書で、始業の第一校時の前に十分程度やって、あるいは十五分の学校もございませけれども、心を落ちつかせて授業に臨むという、これは授業にはかなりの相当な高価があります。

櫻井委員

そう思いますね。みんなが読んでいるとやはり読まざるを得ないみたいなどころはあるでしょうし。別に感想も要らないんだそうですね。

教育指導課長

ええ。もう好きな本を読むということです。

櫻井委員

それはいいですよ。読書文を書かされたり、感想文というのは、あれは何のための読書かわからないですし。

内藤委員

朝読書というのは現在でも一学級でもやっていればやっているという。

教育指導課長

はい。

内藤委員

だから、学校によってはたまたま熱心な先生がいて、そこだけやっているという、実態はどうなんですか。校長先生などが非常に理解があるというか、積極的にやらないと、熱心な先生がいる間はやっているけれども、その先生がいなくなればやめてしまうというのは。現状の八三%、あるいは将来一〇〇%といっても、これはもちろん全学級という意味じゃないと思うんで、一学級でもやっていれば目標値達成ということになるんでしょうか。

教育指導課長

委員長、教育指導課長。

熊谷委員長

はい。

教育指導課長

この十九年度の一〇〇%の方は、その下に定義で書いてありまして、今委員がおっしゃられましたように、全校全学級でなくても、期間限定であっても、あるいは学年限定であっても、一部実施であっても、そういうものも含んで一〇〇%の学校でというふうに考えております。

ただ、現状値、十五年度の二十五校八三%でありますけれども、特に小学校の方は全校で取り組んでいるという学校が半分程度はありまして、先ほど申しました朝読書週間の効果、心を落ちつかせるですとか、自分を見つめるですとか、そういう効果は非常に意識されてきておるところでございます。

失礼しました。この二十五校のうち全校で実施している学校が、先ほど言いましたようにかなり、半分程度ありまして、これがふえる傾向にあることは事実であります。

以上であります。

教育指導課長

委員長、失礼します。申しわけございません、たびたびで。

今の朝読書の実施状況でございますけれども、この本冊最終案の中の後ろから二十枚目ぐらいのところ資料九というところがございまして、その資料九の裏側を見ますと円グラフがございまして、円グラフの一番上の左側に小学校全校で実施が五六%、一部実施二七%という円グラフがございまして。

それから、さらにはそのページから三枚ほどめくっていただきますと、学校における読書活動等に関する調査（小学校用）というところで、全校で実施、校内の一部で実施、実施していない等々の資料、この一番の全校で実施十七校というのは、朝の読書時間を設定している、それから二番の全校で実施の十九校は、読書週間、読書月間等を設けている。それから、三番の十一校というのは、その他読書時間を確保するための実践をしているということで、今申し上げました項目は、今見ていらっしゃる前二枚目のところの調査項目、調査用紙に書いてありますアの読書時間の確保という調査用紙のところでございます。

説明がもたもたして申しわけございません。そのようにやっているところでございます。

熊谷委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ、十五、十六、議会に報告と言われていましたね。

中央図書館長

委員長。常任委員会におきまして、十六、十七、二日間ありますので、恐らく十七日になるかと思いますが、十五日に区の政策経営会で御報告をさせていただきます。

熊谷委員長

わかりました。ということでございますので、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で「報告九 その他」となっておりますが、何かございますでしょうか。

教育政策課長

本日はございません。

熊谷委員長

はい、ありがとうございました。それでは、報告事項は以上で終了とさせていただきます。

閉 会

午後四時四十六分開会

熊谷委員長

本日の教育委員会は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。